令和8年度

公共施設除雪業務委託仕様書

網走市建設港湾部都市管理課

公共施設除雪業務委託仕様書

１　除雪方針

冬期間における公共施設の円滑な運営を確保し、施設を利用する市民の利便性の向上を目的に、下記に記載の除雪対象施設の駐車場等について除雪を実施する。

２　除雪期間

除雪期間は令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

ただし、除雪期間以外において除雪の必要が生じた場合は、市と各受託者において協議し決定することとする。

３　除雪対象施設

（１）学校施設　7 施設

内訳：西小学校、中央小学校、網走小学校、第一中学校、第二中学校、第三中学校、南小学校

（２）その他施設　9 施設

内訳：西コミセン、駒場住民センター、こまば木のひろば、教育研修センター、三眺駐車場、向陽住民センター、ソレイユ網走、文化財調査施設、南コミセン

４　除雪方法

受託者は除雪車両を用いて各施設の管理者と協議の上、別紙「施設除雪台帳」で定めるところにより、遅滞なく業務を完了できるよう努める。

５　除雪出動基準

以下の条件に該当する場合に限り、受託者は各施設の管理人と連携し、除雪することとする。ただし、その他施設においては受託者の判断とする。

（１）連続降雪深１０ｃｍを出動基準（以下「基準」という。）とする。

（２）基準のほか、気象情報、降雪状況等を総合的に判断し、今後の積雪が１０ｃｍを越えることが予測される場合。

（３）基準のほか、風雪・地吹雪等により吹溜りの発生が予想される場合。

６　緊急連絡体制

別紙「連絡体制」のとおりとする。

７　業務の報告方法

（１）受託者は、除雪業務終了後、その都度、業務担当員に連絡することとする。また、日報として別紙「業務報告書」を作成し、撮影方法は次のとおりとする。ただし、撮影場所については各施設内とし撮影枚数については任意とする。

ア）除雪前：スケール等を用いて積雪深がわかるように撮影することとする。

イ）除雪後：除雪前に撮影した場所から施設全体を撮影するよう努める。

（２）受託者は、作成した日報の 1 か月分を翌月 10 日までに取りまとめ、発注者に提出するものとする。ただし、理由書の提出が必要な場合は理由書も合わせて報告するものとする。なお、理由書については任意様式とする。

８　その他

（１）各施設の排雪について

原則として排雪は実施せず各施設敷地内において完結するように努める。ただし、降雪・積雪状況によってはその限りではない。

（２）除雪における公共物等の破損について

原則として損害を与えた受託者の負担によるものとするが、委託者、施設管理者及び受託者の３者協議により決定することとする。

（３）緊急時の対応について

除雪車両の故障等により除雪業務を行うことができない場合は、原則として各受託者において事態の収拾に努めなければならない。

ただし、最大限の努力の末に有効な解決手段が見つからない場合に限り、上記６に則り網走市道路管理協同組合に応援を要請することを認める。なお、その場合は業務報告時に理由書を提出しなければならない。

（４）再委託の禁止について

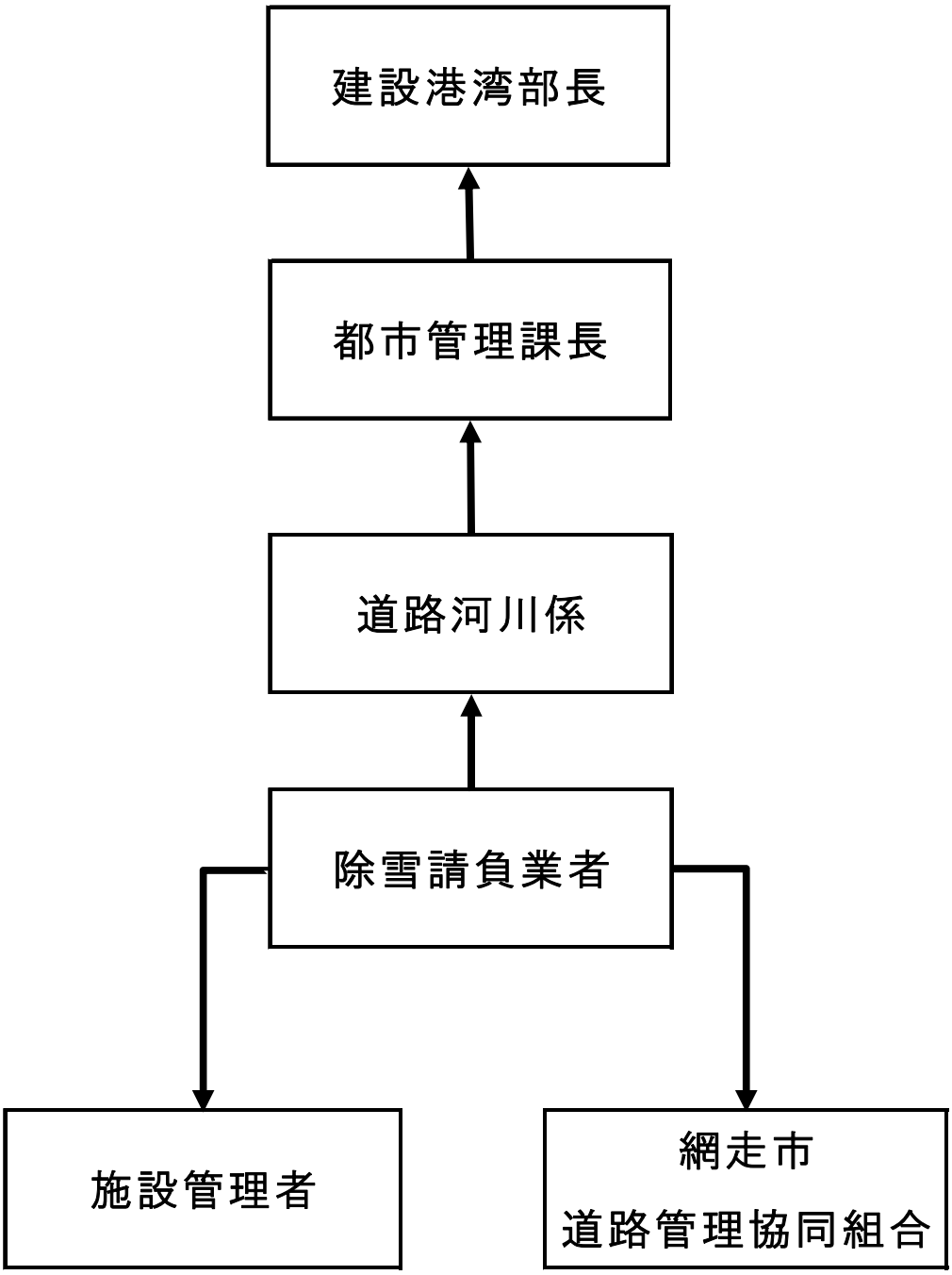
原則として再委託を禁止することとする。ただし、上記（３）のようにやむを得ない事情又は天災、その他の不可抗力による場合はその限りではない。

なお、再委託をした場合は業務報告時に理由書を提出し、責任の一切を受託者が負うものとする。

（５）協議事項について

本仕様書に規定していない事項については、その都度、協議するものとする。

令和８年度
建設港湾部　緊急連絡体制



業務報告書（　　月分）

場所：

実施日	時間			確認印		メモ
	開始	～	終了	運転手	管理人	
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				
		～				

※確認印については業務終了後2日以内に押印願います。

令和　　年　　月　　日

網走市長　　様

施設内における駐車場等の除雪業務について上記のとおり実施しましたので報告いたします。

住　所：

会社名：

代表者：　　印

○令和　　年　　月　　日実施分記録写真	
除　雪　前	除　雪　後
○令和　　年　　月　　日実施分記録写真	
除　雪　前	除　雪　後
○令和　　年　　月　　日実施分記録写真	
除　雪　前	除　雪　後